

第3章

全体構想

3-1. 土地利用の基本方針

1. 整備、開発、保全の基本的な考え方

将来都市像である「交流創造都市」を目指し、合理的な土地利用により、都市機能の維持、居住環境の保全、商業・工業の利便の増進、市街地周辺の田園や自然環境の保全と調和など、適正な都市環境の保持と市域の一体化を推進します。

そして、地域ごとの人口構造の変化や地域特性に応じ、都市的な土地利用から農村集落的な土地利用まで、多様なライフスタイルの選択ができる環境を持続し、バランスのとれた土地利用を図ります。

本市には、線引き都市計画区域（高崎都市計画区域）、非線引き都市計画区域（箕郷都市計画区域、榛名都市計画区域、吉井都市計画区域）、都市計画区域外（倉淵地域）の3つがあり、区域ごとに整備、開発、保全の基本的な考え方を示します。

(1) 線引き都市計画区域の基本方針

1) 概況・特性

高崎地域、群馬地域、新町地域は、線引き都市計画区域となっています。

活発な経済活動が行われる中心的地域であるとともに、新幹線駅や高速自動車道のインターチェンジなどの広域交通の結節点を擁し、交流拠点として生産機能を担う区域です。

この区域では、市街化区域と市街化調整区域とに区分（線引き）することで整備、開発、保全が図られています。

2) 基本方針

市街化区域は、市街化を促進する区域です。

都心拠点は、政治、経済、教育、文化などの都市機能の集積を図り、都市の拠点性や利便性を高めるために魅力あるまちづくりを進め、本市の顔として、活力ある中心市街地の形成を目指します。

また、地域中心拠点及び生活中心拠点は、拠点の特性に応じて都市機能を充実させ、住宅と商業・業務施設、公共公益施設をできるだけ集約し、土地利用の高度化や施設の再配置などにより都市のコンパクト化を促進します。

郊外の市街化区域は、優先的に公共施設を整備し、土地区画整理事業の実施や地区計画制度の活用などにより、良好な居住環境の維持・形成に努めます。

市街化調整区域は、農地や森林などを保全し、市街化を抑制する区域です。

無秩序な農地転用による開発や遊休農地の増加を防ぐため、農政事業と連携を図りながら保全を行います。また、既に整備方針が示されている地域の場合は、その地域特性にふさわしい態様の街区を開発あるいは保全するため、地区計画制度を適切に活用していきます。

田園や森林、河川は、市民が自然とふれあい憩うことのできる場として活用していきます。

(2) 非線引き都市計画区域の基本方針

1) 概況・特性

箕郷地域、榛名地域、吉井地域は非線引き都市計画区域となっています。

地域中心拠点となる既成市街地では、用途地域が指定されていますが、人口・世帯の減少や高齢化の進行により、旧来からの商店街の衰退が見られます。

一方、用途無指定地域では、用途地域に比べ規制が弱く、戸建住宅を中心とした小規模な宅地開発が所々で進行しており、スプロール化が問題となっています。

また、果樹園や箕輪城跡等史跡が点在する丘陵部と、榛名山や榛名神社、牛伏山などの観光地がある山間部の用途無指定地域では、現在の良好な自然・歴史環境をどのように保全、活用するか、検討が求められています。

2) 基本方針

地域中心拠点は、地域としての自立、再生に向け、計画的な土地利用を行い、住宅、商工業の立地と、福祉・医療施設などの都市機能の充実を図るとともに、地域の特性を踏まえたまちづくりを推進します。

また、その他の用途地域では、その地域の土地利用方針に従い、良好な居住環境の維持、形成に努めます。

用途無指定地域のスプロール化を防止するため、地区計画制度の活用や特定用途制限地域を定め、無秩序な開発を抑えるとともに、良好な環境の形成または保持の観点から、望ましくない用途の建築物の制限や用途地域への建物立地の誘導を図ります。

さらに、今後、合併協議会の決定を踏まえつつ、用途地域内での社会条件、自然条件、用途無指定地域内での開発状況、市民意向などの把握を行い、線引き都市計画区域との統合を検討します。

(3) 都市計画区域外の基本方針

1) 概況・特性

倉淵地域は都市計画区域外となっています。

山地と森林が広がっており、烏川の源流に位置するこれらの森林は、烏川の水源涵養林となっています。また、北部の鳴石・相満地区では有機農業を主体とした高原野菜の生産が盛んです。

烏川流域に稲作を中心とした田園とまとまった集落があり、支所、その他の公共施設が立地し、地域の中心を形成していますが、人口、世帯の減少が問題となっています。将来、急激な人口減少と高齢化が懸念され、集落維持を念頭に置いた土地利用が求められます。

2) 基本方針

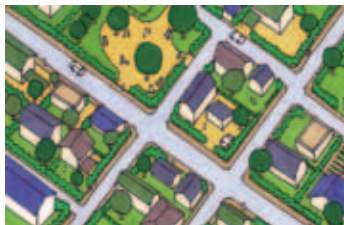
地域中心拠点となる支所周辺は、過疎化を食い止めるため、高齢化に対応した住宅、生活利便施設などの集積を促進します。さらに、集落維持と豊かな農林業や自然環境との調和を図るため、準都市計画区域の指定を検討します。

また、森林は、水資源の涵養、大気浄化をはじめ、地球温暖化対策など、社会にとって重要な役割を果たしています。本市の貴重な自然環境として保全し、自然とのふれあいの場として活用を図ります。

2. 土地利用の基本方針

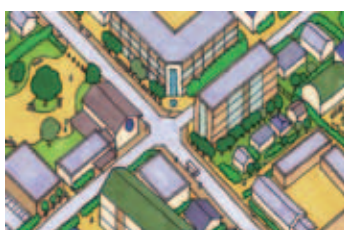
現行の用途地域の指定を踏まえ、将来に向けた細やかな都市づくりを行うため、基調となる土地利用を以下の通りに分類し、基本方針を定めます。

(1) 低密度住宅地



ゆとりと潤いのある良好な戸建住宅地が形成されている地域、あるいは今後戸建住宅地の形成を図る地域を低密度住宅地と位置づけます。生垣などの整備を積極的に進め、周辺の自然環境と調和した良好でゆとりある戸建住宅地への誘導を図ります。

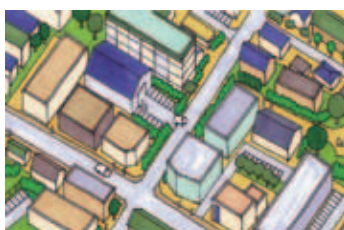
(2) 中密度住宅地



集合住宅などが立地し土地が有効利用されている住宅地、新たに集合住宅などを含む住宅中心の土地利用を図る地域を中密度住宅地と位置づけます。また、商業地や工業・流通業務地、複合市街地などの住宅地開発を図る地域も中密度住宅地と位置づけます。

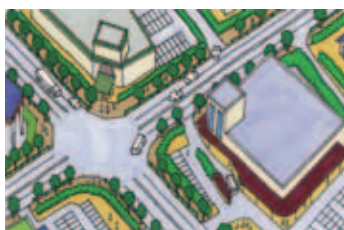
医療、福祉、育児、行政などの公的サービス機能も併せ持つ合理的な土地利用を誘導します。

(3) 複合市街地



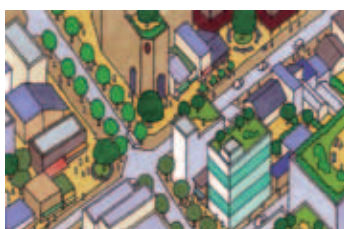
中心商業地を取り囲むエリアを、複合市街地と位置づけます。良好な居住環境を阻害しないよう、生活道路の拡幅整備や街区の再編整備を行い、店舗、娯楽施設、事務所などの立地が可能な業務の利便性を高めた市街地を形成します。また、生活中心拠点では、日常生活を支える施設の立地を誘導します。

(4) 沿道型複合市街地



(都)国道17号線や(都)環状線などの幹線道路の沿道を、沿道型複合市街地として位置づけます。沿道型複合市街地では、流通、商業、業務などの沿道サービス施設や住宅と共存する施設を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみ景観の形成を促進します。

(5) 中心商業地



本市の中心部であるJR高崎駅周辺及び都心環状線周辺、問屋町を中心商業地と位置づけます。中心商業地は、行政、文化をはじめとした公共サービス機能の集積と更新が進められています。さらに、人やものが集まる広域交流機能や業務機能の充実と魅力的な街路空間の形成をはじめとした基盤整備を進めることにより、商業の集積を高め、本市の玄関口としての機能を強化します。

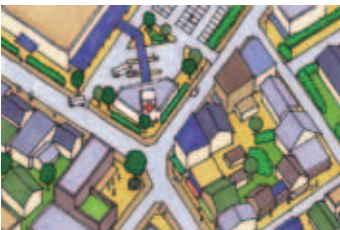
また、官民の連携のもとに都心居住を促進し、賑わいのある中心商業地の形成を進めます。

(6) 観光商業地



榛名湖周辺、榛名神社の社家町、観音山公園は観光商業地と位置づけます。観光・交流・アメニティ拠点として、駐車場や交通アクセスの整備を進めるとともに、周辺の歴史的な観光資源と調和した魅力的な観光地の形成を図ります。

(7) 地域商業地



各地域の地域中心拠点及び既存の商業地は、地域商業地と位置づけます。地域中心拠点は、公共サービス機能などを充実・集約させ、コンパクトな拠点を形成します。また、その他の地域商業地では、日常生活を支える商業機能が継続できるように誘導します。

(8) 工業・流通業務地



既存工業団地や工業系用途地域を工業・流通業務地と位置づけます。工業・流通業務地では高速交通網との繋がりの強化と、産業基盤の整備を推進し、北関東の中核となる産業集積地を目指します。

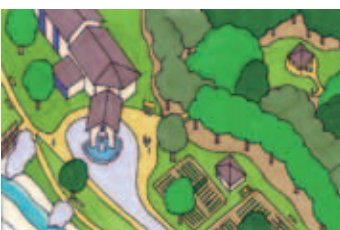
また、既存の工業用地の拡張や工場移転などの変化に対応し、周辺土地利用との調和を図るとともに、稼働中の工場に配慮した機能の更新を促進します。さらに、中心部の工場跡地などの土地利用の転換が生じた場合、周辺部の将来の開発動向や市街地・営農環境を踏まえ、新たな都市機能の導入や住宅系市街地の形成等適切な土地利用の誘導に努めます。

(9) 田園集落地



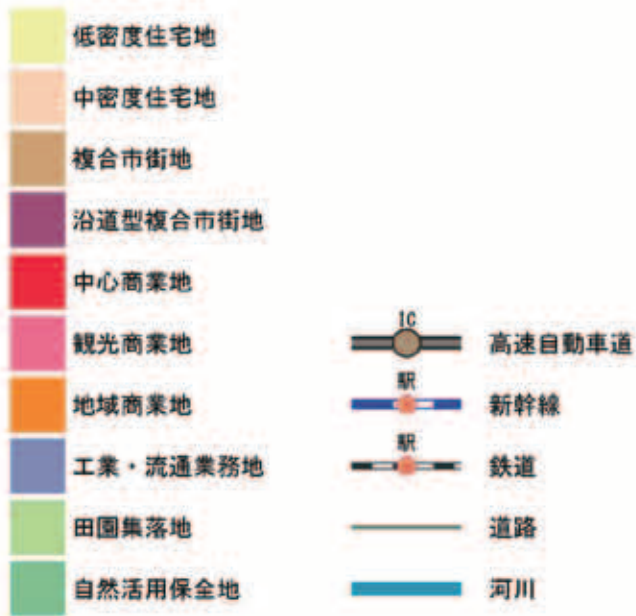
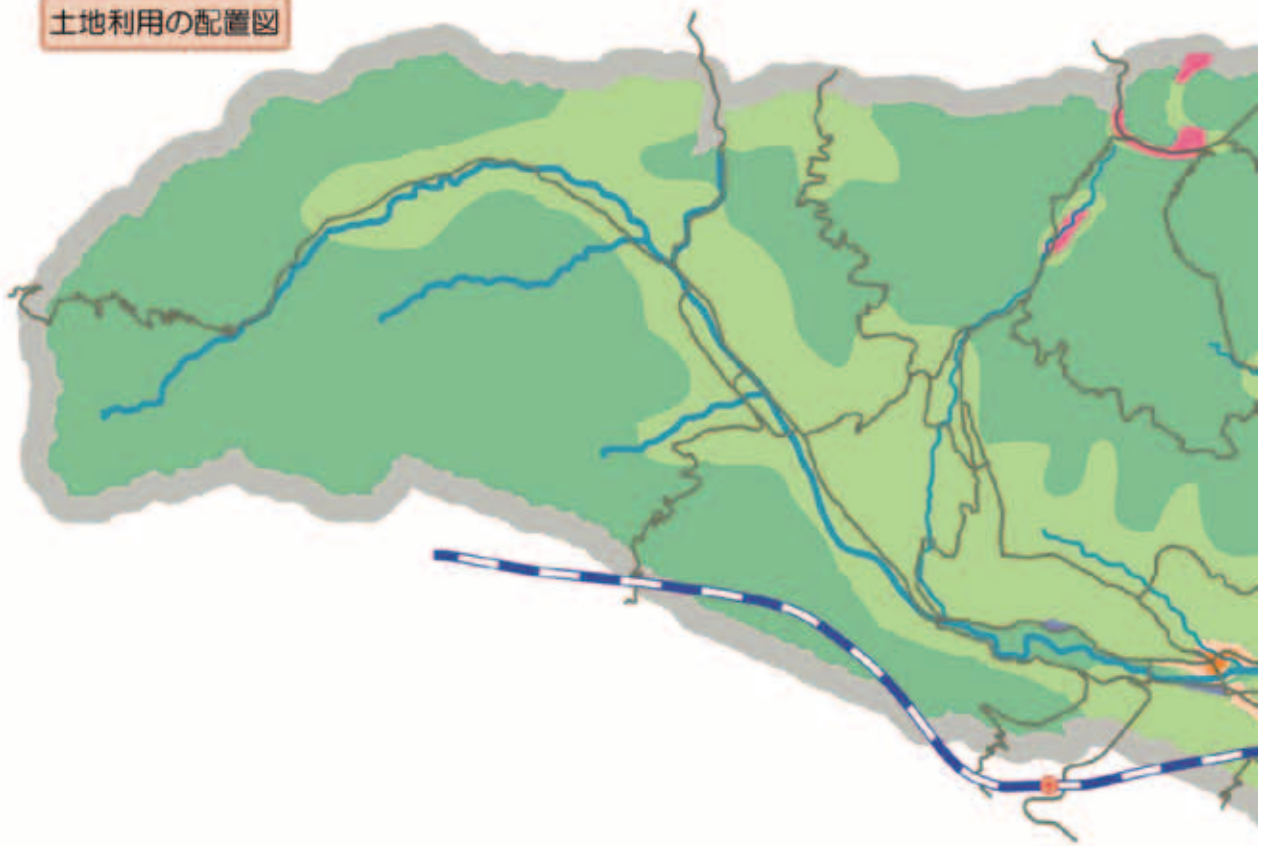
市街地周辺の農地と集落が共存する地域を、田園集落地と位置づけます。優良農地が継続的に農地として活用され、休耕地や遊休地が発生しないように、農地の有効活用の促進などの農業施策と連携を図ります。また、開発動向の高まる場所においては、農地や営農環境を保全し、既存の集落と農地の調和を図りながら、適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

(10) 自然活用保全地



森林や緑地、河川、湖を自然活用保全地と位置づけます。自然環境を保全し、健全で良好な市民生活に貢献する憩いの場として活用していきます。

土地利用の配置図





3-2. 都市整備の基本方針

1. 都市づくりの重点事項

将来都市像の実現に向けて、次の項目を都市づくりの重点事項として掲げ、整備を推進していきます。

(1) 交流拠点機能の強化

高崎駅を中心に政治、経済、教育、文化などの都市機能の集積を進め、人・もの・情報などの活発な交流を実現させるため、コンベンション機能の強化を図ります。

(2) 産業流通拠点機能の強化

恵まれた高速交通ネットワークを活かした流通拠点機能の強化を図ります。そして、高速道路のインターチェンジ周辺を産業流通の拠点として整備を進めます。

(3) 産学交流機能・芸術文化交流機能の充実

大学や企業の研究機関などの立地を図り、新しい産業の創造を行う場を形成します。また、「音楽のある街」として、音楽に関連する芸術や文化の裾野を広げ、さまざまな芸術が交歓する芸術文化交流機能を充実させます。

(4) 都市内連携の強化

交通基盤や公共交通網の整備、充実を図ることで、都市内の連携を強化し一体感のある都市づくりを進めます。

2. 道路・交通網整備の基本方針

(1) 地域の活力を高める交通ネットワークの形成

1) 高速交通網を活かした利便性の高い広域交通ネットワークの形成

本市を取り巻く高速交通網の整備は全国でも高いレベルで整備が進んでいます。高崎駅、建設予定の関越自動車道スマートインターチェンジを中心に広域交通ネットワークを形成し、周辺都市との連携強化を進めます。

スマートインターチェンジやアクセス道路の整備による利便性の高い広域交通結節点の形成を推進します。

2) 都市間・地域間を結ぶ幹線道路ネットワークの形成

高崎都心部や隣接都市間・地域間を結ぶ幹線道路は、通勤・通学など多方面に利用されています。地域経済活動を活発化するため、幹線道路ネットワークの形成を推進します。

3) 中心市街地活性化を図るための交通基盤整備の推進

コンパクトシティを実現し、中心市街地の活性化を図るため、総合交通体系を整備します。また、都心部への通過交通の流入を抑制するため、都心環状線及びその沿道の駐車場や都心部の駐輪場など交通施設の整備を推進します。

4) 市民生活を支える生活道路整備の推進

市民が安全で快適に移動できるように、地域の実情に対応した生活道路の整備を推進します。

ユニバーサルデザイン型の都市整備を目指し、都心部、地域中心拠点、生活中心拠点等のバリアフリー化整備を推進するなど、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を目指します。また、環境にやさしい自転車の利用を促進させるため、自転車専用レーンや自転車道路のネットワークの形成、駐輪場の整備なども推進します。

(2) 道路の機能別段階構成の基本方針

1) 主要幹線道路

本市の骨格を形成する道路で、新市としての一体性を高めるため、都心と地域中心拠点、各地域中心拠点同士を連絡する放射状道路や、都心への過度な自動車流入を抑制するための環状道路などを主要幹線道路と位置づけます。

2) 幹線道路

主要幹線道路を補完し、都心や地域中心拠点の骨格を形成する道路を幹線道路と位置づけます。

3) 地区幹線道路

地区の骨格を形成する道路として幹線道路を補完し、地区内交通の円滑化を促進する道路を地区幹線道路と位置づけます。

4) 生活幹線道路

市民の日常生活に密着した道路で、主として歩行者や自転車の通行を対象とした安全で快適な歩行空間を提供する道路を生活幹線道路と位置づけます。

(3) 公共交通体系整備の基本方針

新幹線や高速バスなどの高速交通網を活かした広域交通拠点機能の充実を図ります。

自家用車を抑制し、公共交通の利用を促すように、市内の交通体系を整備するとともに、公共交通の乗り継ぎをスムーズにするなど利便性を高めます。

そして、鉄道網と周辺地域のバス路線網を効率的につなげて、公共交通ネットワークを形成します。

さらに、環境負荷の少ない新交通システムなどの導入も視野に入れた、戦略的な総合交通体系の実現を目指します。

1) 鉄道










恵まれた鉄道網を活かし、新駅設置や駐車場、駐輪場などの駅周辺都市機能の充実を図り、パークアンドライドシステムの導入など鉄道利用者の利便性を高め、公共交通利用への転換を促します。

2) バス・タクシー

バスの定時性を高めるために、バス優先レーン、バス優先の交通システムの構築を進めます。

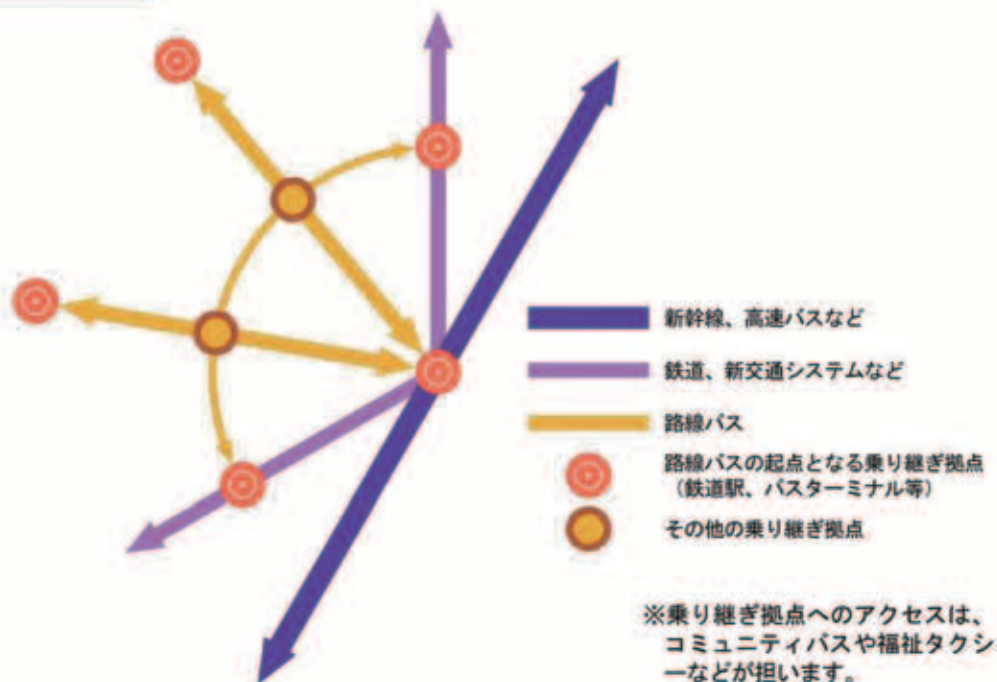
交通網体系図



- | | |
|---|--|
|  主要幹線道路 |  高速自動車道 |
|  主要幹線道路 (構想路線) |  新幹線 |
|  幹線道路 |  鉄道 |
|  幹線道路 (構想路線) | |
|  地区幹線道路 | |
|  地域中心拠点 | |



公共交通網概念図



3. 環境・景観形成の基本方針

(1) 環境形成の基本方針

本市では、第3次環境基本計画に基づき、「市民が創造する地球環境都市たかさき」を目標に環境形成を図ります。

地球温暖化やヒートアイランドを軽減する効果のある、屋上緑化や公開空地の緑化を推進します。市街地では都市公園と歩道や遊歩道を結びつけ、緑のネットワークを形成します。

また、地域の水循環の維持、地下水や河川の環境の維持のため、地域に降った雨水が、地域の大地に還っていくように、透水性アスファルト舗装や雨水浸透柵などの設置を推進します。

自動車交通による二酸化炭素の排出を極力抑えるために、環境負荷の少ない新交通システムの導入を図るなど、公共交通ネットワークの向上に努めます。

また、太陽光や小水力発電などの自然エネルギーの導入も推進していきます。

(2) 景観形成の基本方針

本市では、平成5年（1993年）から都市景観条例、都市景観形成基本計画に基づき、景観行政を進めてきましたが、国の景観法施行を受け、景観行政団体として平成21年（2009年）4月に景観計画を策定しました。

市内を13の地域に分け、各地域別の方針を定めるとともに、田園、住宅、商業、工業の土地利用別の景観形成基準を設け、建築物や工作物等の景観誘導を行います。

さらに、観光、商業の拠点となる地域や、景観まちづくり活動の進んでいる地域は、景観重点地区として指定を行い、景観まちづくりのための支援を行います。そして、地区の熟度に応じては景観地区への移行を目指します。地域のシンボルとなるものについては、景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設として指定を行います。

また、平成23年4月の中核市移行に伴い、群馬県から屋外広告物に関する事務の権限が移譲されるため、平成22年12月「高崎市屋外広告物条例」を制定しました。平成23

年度からは、街並み景観の重要な要素である屋外広告物について、より市民に近い視点で規制・誘導を行います。

景観法、屋外広告物法に基づく施策とあわせて、たかさき都市景観賞や景観まちづくり講演会等、市独自の事業を実施し、市民・事業者・行政とのパートナーシップを図りながら幅広い景観形成を推進します。

4. 下水道・河川整備の基本方針

効率的な土地利用を支え、都市の衛生環境の保全、良好な水辺環境の形成を図る下水道整備と河川整備を推進します。局地的な集中豪雨などによる都市型浸水被害に対応した雨水排水機能の強化を推進します。

(1) 下水道整備の基本方針

公共下水道の効率的な整備を計画的に行い、あわせて老朽化した施設や設備の更新を行います。

高崎地域、新町地域、吉井地域の一部など、浸水被害が懸念されるところは、雨水排水施設の整備を推進します。

田園環境共生エリア、森林環境共生エリアでは、合併処理浄化槽の普及を促進し、良好な生活環境と水辺環境の形成を図ります。

(2) 河川整備の基本方針

治水、利水、親水、環境という多様な機能の調和がとれた豊かな河川環境の創出を目指すとともに、動植物の生態系にも配慮した整備を進めます。

また、烏川、碓氷川、鐺川、井野川などの河川とともに、長野堰などの農業用水路を公園・緑地と一体的に整備し、自然環境にふれ合える憩いの空間の連携を図る、水と緑のネットワークの形成を目指します。

5. 公園・緑地整備の基本方針

本市には、多様な特性を有する緑が広がっており、都市公園をはじめとする様々な緑については、高崎市緑の基本計画に基づき、以下の5つを基本方針とし整備を進めていきます。

- ・「特色のある緑のオープンスペースをつくる」
緑の拠点と公園緑地の整備・活用を行います。
- ・「花と緑のまちなみをつくり、育てる」
市街地の緑地推進、駅周辺の緑づくり、公共公益施設をはじめ、学校・住宅地・事業所の緑化推進、開発などに合わせた緑づくりを行います。
- ・「水と緑のネットワークをつくる」
烏川・碓氷川のかわの回廊づくり、河川を活かした緑の整備、道路の緑化を行います。
- ・「ふるさとの緑を守り、育てる」
樹木・樹林地の保全・活用、観音山丘陵の緑の保全・活用、森林の保全・整備・活用、農地の保全・活用を行います。
- ・「花や緑に親しむ心を育み、参加・活動を広げる」
緑の普及啓発の推進、緑の学習・表彰制度の充実、市民の活躍の場づくり、緑の取り組みを支援する仕組みづくり、資源循環の仕組みづくりを行います。

6. 防災・災害に関する基本方針

地域防災計画及び耐震化促進計画に基づき、災害に強い都市の形成を推進します。

市街地においては、火災の危険を防ぐため、主要な幹線道路の沿道を防火地域に、中心市街地の商業地を準防火地域に指定し、一定の建築物を、耐火建築物、準耐火建築物へ規制誘導を図ります。

震災に備えて、建築物などの耐震化を推進し、公共施設で地域の避難所となる建物は耐震診断を行い、耐震性を確保します。また、橋梁などの構造物は、交通基盤の耐震診断と耐震補強を図ります。

さらに、都市計画道路、都市公園を延焼遮断、避難、救助や復旧活動の拠点として機能するオープンスペースと位置づけ、防災性能を高めます。

山間部では、地震、あるいは集中豪雨による急傾斜地崩落などの土砂災害が想定されるため、砂防や治山などを通して、災害発生を予防するよう努めます。

7. その他施設整備の基本方針

(1) 教育文化施設整備の基本方針

教育文化施設の整備に際しては、適正な学習環境の整備充実を図るとともに、市民が新しい知識や文化にふれる文化創造の場としても機能するよう検討します。

(2) 福祉施設・医療施設整備の基本方針

福祉施設については、団体や市民による地域福祉活動や交流を促進するための拠点機能の充実と整備を推進していきます。

また、医療施設の整備にあわせ、地域医療体制の確立と市民ニーズに対応した医療環境の形成を図ります。

